印鑑登録申請手続きの確認表

R6.12 版

印鑑登録は、登録者本人が窓口で手続きできることの有無や、お持ちの本人確認書類の種類により、手続きの方法が異なります。次の手順に沿って、ご確認ください。

届出者　窓口に来られる方は、登録者本人ですか？

※本人確認書類は裏面参照

本人確認書類　官公署が発行した写真付きの本人確認書類をお持ちですか？（運転免許証・パスポートなど）

はい

【本人による申請】（写真付本人確認書類あり）

登録は申請した日に完了します。
窓口来所は１回で済みます。

手続きに必要なもの
①登録する印鑑
②登録者本人の本人確認書類

いいえ

【本人による申請】（保証人あり）

保証人
(1)いわき市に住民登録があり、印鑑登録をしている方
(2)いわき市職員
上記いずれかの条件を備えている。

登録は申請した日に完了します。
① 保証人が同行する場合
⇒窓口来所は１回で済みます。
② 事前に窓口に「印鑑登録申請書」を取りに来ていただき、「保証人」欄に署名及び登録印を押印してもらった場合
⇒申請書を取りに来るのと申請手続きで２回来所となります。

手続きに必要なもの
①登録する印鑑
②登録者本人の本人確認書類
③保証人の登録印鑑　※１
④保証人欄に記入・押印済の「印鑑登録申請書」　※２

※１：④がある場合又は市職員が保証人の場合は不要
※２：保証人が同行している場合は不要

【本人による申請】（照会回答書による）

申請を含めて２回来所となり、数日かかります。
登録は、照会回答書を提出した日（２回目）に完了します。

１回目（申請）

手続きに必要なもの
①登録する印鑑
②登録者本人の本人確認書類

いいえ

【代理人による申請】（照会回答書による）

申請を含めて２回来所となり、数日かかります。
登録は、照会回答書を提出した日（２回目）に完了します。

１回目（申請）

手続きに必要なもの
①登録する印鑑
②委任状
③登録者本人及び代理人の本人確認書類

受付窓口から「照会回答書」を郵送します。

２回目（照会回答書の提出及び印鑑登録手帳の受領）

手続きに必要なもの

Ⅰ　本人が窓口に来られる場合
①照会回答書
②登録者本人の本人確認書類

Ⅱ　代理人が窓口に来られる場合
①照会回答書
②委任状
③登録者本人及び代理人の本人確認書類

～　登録印鑑について　～

次のような印鑑は**登録できません**ので、登録しようとする印鑑をご確認のうえ手続きをお願いいたします。

- ○　世帯内で同一のもの、又は似ているもの
- ○　印鑑の外枠が欠けているもの
- ○　印面が破損したり、すり減ったりしているもの
- ○　住民票に記載されている文字で表していないもの
- ○　一辺の長さ８㎜の正方形に収まってしまう小さなもの
- ○　一辺の長さ 25 ㎜の正方形に収まらない大きなもの　　など